

子育て応援



ひとり親家庭食糧支援



(一例)

寄付金や共同募金を財源として、小中学校の児童生徒がいらっしゃるひとり親家庭の世帯を対象に食糧品を配布いたします。

申請書によるお申し込みが必要となります。

※1世帯につき1セットのお渡しとなります。



対象者・申請方法

世帯主が福祉医療費受給者証（ひとり親家庭用）をお持ちのご家庭が対象です。

希望される方は、必要事項をご記入いただいた申請書と福祉医療受給者証、対象者（児童・生徒）の生年月日を確認できる書類（健康保険証）をご持参のうえ、柳井市社会福祉協議会へお申し込みください。

※申請後、氏名・住所・連絡先等に変更があった場合はご連絡下さい。

申請期間

令和7年10月2日(木)～令和7年10月31日(金)

※土曜日、日曜日、祝日を除く（郵送の場合10月31日必着）

受け取り方法・期間

食糧品はご自宅への郵送（ご指定日時に配送）または、柳井市社会福祉協議会の事務局窓口（受け取り期間12/17～12/24 土日を除く 8:30～17:15）、いずれかご希望の受け取り方法でお渡しします。

事務局窓口で受け取りの場合、トイレットペーパー（12ロール）等をお付けします。

※夏期に食糧支援申請済みの方は改めて申請する必要はありません。